

作文科の独立

甲斐雄一郎

はじめに

もとより、ある教科が一つの教科として独立するためには、その教科でなければ教えることのできないことがらと目標との明確さが前提となることはいうまでもない。

明治12年の教育令においては作文を他教科に従属するものとする田中不二磨が文部卿であったために、この教科の独立は認められなかった。ところが作文によって「人の気質実力を養成する」ことが可能であると主張する森有礼が文部大臣になるにいたって、初めて作文は一つの教科として読書科と対等に位置づけられることになった。明治19年の「小学校ノ学科及其程度」においてである。

この小論では、森がそのような作文観を形成するにいたった根拠として開発主義教育思想の導入をあげ、それが、以後半世紀のあいだ日本の公教育を支配した明治24年の小学校令教則大綱に示された作文科の形成にどのような影響を与えたかを考察する。

(注1)

1 「誦問答」としての作文科

田中不二磨の作文観は、明治12年の教育令（以下12年令）制定前に行われた元老院会議、「教育令布告按第二読会」における議官間のやりとりの記録によって知られる。その際、第三条の原案として提出された。

(注2)

小学校ハ普通ノ教育ヲ児童ニ授クル所ニシテ其学科ヲ読書習字算術地理歴史修身等ノ初歩トス土地ノ情況ニ随ヒテ野画唱歌体操等ヲ加ヘ又物理生理博物等ノ大意ヲ加フ殊ニ女子ノ為ニハ裁縫等ノ科ヲ設クヘシ

という文言について、議官の一人であった佐野常民は修身を冒頭に置くことと、「作文ハ読書ノ科内ニアラスト雖モ其教科ニ適用ノ文字ヲ作ルヲ教フル有益ノ事業ト為スナリ」という理由から、「作文ノ二字ヲ挿入セント欲ス」という意見を述べた。作文を独立した教科とすることを提案したのである。ところがこれに対し、田中は修身の位置を変える必要はなく、また「作文ノ事タル各校ノ教則ニ掲クル誦問答ノ如キモノニシテ是亦本按ニハ掲クルヲ要セサルノ細目トス」と答えている。佐野はなお、作文を「問答ノ各箇ニ附属スルカ如キニアラス」と反駁したものの、その修正案に対する賛成者は少数だったので、第三条は結局、今日知られているところの原案に落ち着いたのである。

佐野がイメージしていた作文とは、書取のことだったのかとも推測されるが、それ以上のこと

はこの部分からのみでは推測しにくい。しかしさしあたって重要なのは、このときの田中の作文観である。作文が誦問答の如きものとはどういうことか、また、誦問答の如きものであるならば、なぜ教科として独立させるには及ばないのか。このことについて考えるために、「各校ノ教則」に影響を与えたといわれる、東京師範学校附属小学の明治10年8月改正教則^(注3)によって当時の「誦問答」を概観してみる。^(注4)

このときの下等小学課程の教科目は、「読法、復読、諳記、問答、書取、口授、復習」と、「筆算、習字、画法、体操」から成り立っている。前者は午前中に、後者は午後に授業時間が割り当てられている。これらの諸教科は、すべてが教授すべき内容をもつ独立した教科というわけではない。「勸懲ノ事ヲ談話」し、修身教育の初歩を目的としたと思われる「口授」科を除く午前中の諸教科についていえば、「読法」において授けた小学読本、地理初歩、日本地誌略、万国地誌略、日本略史、万国史略等に基づいて、その知識の確認、復習のために行われていたのである。たとえば「諳記」の授業内容は下等小学では一貫して「前日学ヒシ所ヲ諳記ス」と指示されているし、「問答」も主として単語図や色図、線形体図、人体図を用いて「諸物ノ性質及ヒ用法ヲ問答ス」る教科として五級まで設定されているが、これらの教材はすべて八級から七級にかけての読法科の教材なのであり、知識の確認という以上の意味は見出せない。作文は第四級から問答に変わって設定されているが、四～三級における指示は「単語ノ題ニテ綴ルナリ」としかなく、前級までの問答に継続して、単語図に掲載されていた「諸物」の性質及び用法を記述するための教科として認識されていたと考えられる。おそらくはこうしたことから田中の作文観は決定されたのであろう。^(注5)

そして、^(注5)読法科の内容としての地理歴史、単語図の素材であった色、線形体、人体等はそれぞれ物理生理博物野画等という教科として成立させた以上、問答・誦はもとよりそれらと同じ役割を果たす作文を特設させる必要はないというのが彼の発想であったと考えられる。^(注6)

2 開発主義作文観の成立

周知の通り12年令は、第17条の「学校ニ入ラスト雖モ別ニ普通教育ヲ受クルノ途アルモノハ就学ト做スヘシ」という部分に端的に現れている、その放任主義が直接の原因となって学校制度の存続すら危ぶまれる状態を全国で引き起こすことになった。そこで、田中はこの混乱の責任を負うかたちで文部省を去り、翌明治13年には、教育の引き締めを図った改正教育令（以下13年令）が發布された。しかし、ここでは学校経営や就学の義務に関しては相当の改正が加えられたものの、教科目を指示した第三条は「小学校ハ普通ノ教育ヲ児童ニ授クル所ニシテ其学科ヲ修身読書習字算術地理歴史等ノ初歩トス（以下略）」のごとく、修身の位置が変わった他は12年令との差はなく、このときも必須教科に作文は加えられてはいない。

ところが、この13年令（第23条）に即して、全国小学校教則のモデルとして作成された明治14年の小学校令教則綱領（以下14年教則）の第11条においては、「読書ヲ分テ読方及作文トス」とされて、作文が教育課程上に位置づけられている。作文の教授内容として指示されているのは次

の通りである。

近易ノ庶物ニ就テ其性質等ヲ解セシメ之ヲ題トシ仮名ニテ単語、短句等ヲ綴ラシムヲ初メトシ稍進テハ近易ノ漢字ヲ交ヘ次ニ簡短ノ仮名交リ文ヲ作ラシメ兼テ口上書類ヨリ日用書類ニ及フヘシ（下線引用者）

下線部分に示された庶物指教的教授を、学制期の流行が消え去ったこの時期の教則に再び登場させ、さらに教育課程上に作文を取り立てた背景には、明治11年にアメリカオスウィゴ師範学校での留学を終えて帰国し、14年教則制定時には東京師範学校の校長補と、14年教則のための教則取調掛を兼務していた高嶺秀夫の影響をみてよいだろう。そのことについては、彼が策定の責任を担った明治13年2月改正の東京師範学校附属小学教則（以下附属小教則）と14年教則との類似性によっても指摘できる。

次頁にあげているのは、附属小教則の読書科と実物科、14年教則における読書科と博物科、地理科との、それぞれ四学年分である。

読書科のもとに読法（読方）と作文とを包含させていることを除けば、両者の教科目のたてかたの違いは著しい。これは附属小教則が、後に高嶺自身が訳したジョホノット著『教育新論』巻之四（明治14年刊）第14章中記載の「一般ノ課程」の翻案によって成立しているのに対し、14年教則は13年令の教科構成を前提としなければならなかったためであろう。^{（注8）}

しかし、附属小教則における作文と実物科との関係を検討すると、14年教則との隔たりは大きくはないという印象を受ける。すなわち附属小教則の特色として、第八級においては実物科で授けた「人工物」がそのまま作文の題材となり、第六級以上では「天然物」が題材となる、というように実物科、とりわけ作文と天然物・人工物との関係の深さがもともとあったのである。

このような構成の意図は、高嶺が伊沢とともに文部省編輯局長（西村茂樹）に提出した「教科書編纂ニ付意見書」によって知られる。

作文と実物科との教科書についての彼らの「意見」は次の通りである。^{（注9）}

作文書

目的 作文ノ方法ヲ授クルヲ旨トシ習字教ルヲ主トスルニ非ズ

材料 記事文。書牘文（公私用共）論説文。

順序 記事ノ簡単ナルモノニ始リ私公書牘文ヨリ終ニ論説等ノ高尚ナルモノニ至ル。

実物教授本

目的 諸心カヲ開発練習シ且日常必須ノ名称性質効用ヲ知り其文字ヲ学ビ文章ヲ綴ラシムルヲ以テ要旨トス

材料 人工物 家什農工商諸具、器械、機関、船車等。

天然物 鉱物、植物、動物。

順序 近易ナル諸物ヨリ漸次錯綜ナル諸物ニ及ブ。

教授ノ方法

成ルベキの実物ヲ以テ教授スルヲ要ス然レドモ止ムヲ得ザルトキハ図解ニヨルモ妨

○ 東京師範学校附属小学教則より (明治13年 2月改定)

※二級で一学年に相当する

		第八級	第七級	第六級	第五級	第四級	第三級	第二級	第一級
読	読法	伊呂波五十音濁音	仮名文漢字交リノ文	小学読本卷ノ一ニ	小学読本卷ノ二三	小学読本卷ノ四	小学読本卷ノ五	小学読本卷ノ六	小学読本卷ノ七
	作文	仮名文人工物ノ記事	同上 同上	同上 家畜家園ノ記事	漢字交リ文七金雑金菓実瓜菓ノ記事書式類語	同上 野生動物家用鉢物ノ記事 同上	同上 穀類菜蔬類ノ記事 書讀文寄贈文請取文	同上 魚介類ノ記事 同上 誘引文送状	同上 海藻類ノ記事 同上 訪問文 届書
実物	天然物	人体ノ部分 名称位置効用	普通草木ノ全体、部分 名称位置効用	七金雑金質効用 家畜家禽部分習効用	菓実瓜菓名称部分効用	家用鉢物名称性質効用 野生動物名称部分常習効用	穀類菜蔬類名称部分効用	繪具類名称性質効用 魚介類名称部分常習効用	海藻類芝類名称部分効用
	人工物	全体、部分 名称位置効用	同上 同上	同上 同上	同上 同上	同上 同上	同上 同上	同上 構造効用	同上 同上
	位置	諸物ノ位置	方位諸点	学室内諸物ノ位置測定略図	学室外諸物ノ位置測定略図	同上 同上	学校近傍ノ位置略図	区内ノ位置略図	東京市内ノ位置略図

○ 小学校教則綱領 第27条より (明治14年 5月)

		初等科一年		初等科二年		初等科三年		中等科一年	
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
読	読方	以呂波五十音濁音假名ノ單語短句等	小学ノ読本ノ中緊用ノ文字ヲ取ラシム	前期ノ続	前期ノ続	前期ノ続	前期ノ続	前期ノ続(書取ヲ省ク)	前期ノ続
	作文	近易ノ庶物其性質ヲ解セシメテトシテ單語單句	前期ノ続(近易ノ漢字ヲ交フ)	近易ノ庶物其性質ヲ解セシメテトシテトシテノ文	前期ノ続及口上書類ヲ作ラシム	前期ノ続及日用書類ヲ作ラシム	前期ノ続	日用書類及セシメテトシテトシテノ文ヲ作ラシム	前期ノ続
博物		なし	なし	なし	なし	なし	なし	通常ノ動物名称部分常習効用 通常ノ植物名称部分性質効用	前期ノ続
地理		なし	なし	なし	なし	なし	なし	学校近傍ノ地形、世界地理、日本地理大要	五畿八道ノ地理

ゲナシ。生徒ニハ書物ヲ授ケザルヲ常トスト雖モ止ムヲ得ザルトキハ綱目書ヲ授クベシ。教師ニハ別ニ註解書ヲ付スルヲ要ス。

この両者をならべて明らかなのは、作文において、特に「記事」を綴らせている間は、作文科の内容は実物教授の目的に含まれているということである。したがって、13年令を前提とした教科構成を考え、しかも実物科の教授目標を低学年においても達成しようという意図は、作文によってこなすことが可能であると考えたのであろう。このことの傍証としては、筑波大学附属中央図書館所蔵の東京師範学校編『明治十三年二月改定東京師範学校附属小学教則』表紙裏にある朱筆の書き込みがあげられる。すなわちそこには「十四年二月 実物ノ名称ヲ廃シ該課中ノ諸科左ノ通り分附シ且時間ノ割合等ヲ定ム」とある。附属小においても、13年令に従った教科構成が期待されたための改定であろう。その記述によれば、位置は地理科に、天然物は博物科に加えることが記されているものの、13年令中には該当教科がない人工物については「作文中ニ籠メ別ニ其科ヲ掲ケス」とされている。^(注10)

ここに、作文は「作文の方法を授くる」こと、「日常必須ノ名称性質効用ヲ知」ること、「諸心力ヲ開発練習」することという三つが教授目標として確立した。これは二番目の目標のごとく、なお庶物指教の伝統を遺してはいるものの、開発主義的作文の幕開けといつてよい。そしてこれが19年教則における作文科の独立のきっかけとなったと考えられるのである。^(注11)

3 作文科の独立

14年教則と、明治19年に公布された小学校ノ学科及其程度（以下19年教則）との間に位置するものとして重要なのは、文部省が各府県に「通牒」した「小学科課程表」である。これは、明治18年の教育令改正を具体化させるための方途として、久保田譲ら小学校条例取調委員が起草したものである。彼らは19年教則の起草にもあたったため、次に見るとおり、19年教則と小学科課程表では、教科目とその名称、作文に関する文言はおおむね一致している。

小学科課程表

尋常科の教科……修身、読書（読方・作文）、習字、算術、地理、歴史、唱歌、体操
高等科の教科……（尋常科の諸教科に加えて）理科、図画、裁縫、農業
作文の内容……尋常小学一年 仮名ノ単語短句及簡易ナル仮名交リノ短句
尋常小学二年 簡易ナル仮名交リ文及口上書類
尋常小学三年 簡易ナル仮名交リ文口上書類及日用書類
高等小学一年～三年 簡易ナル仮名交リ文及日用書類

19年教則

尋常科の教科……修身、読書、作文、習字、算術、唱歌、体操
高等科の教科……（尋常科の諸教科に加えて）地理、歴史、理科、図画、裁縫
作文科の内容……尋常小学科ニ於テハ仮名ノ単語短句簡易ナル漢字交リノ短句漢字交リ文口上書類及日用書類 高等小学科ニ於テハ漢字交リ文及日用書類

そして、ここで一致していない部分に、19年教則の委員会草案に満足せず、委員会案を参考としつつも自ら別案を草したといわれる森の意図が反映されていると判断される。それが、仮名交り文から漢字交り文への変更と、作文科の独立であった。^(注12)ここでは後者について述べる。

森は明治20年に、沖縄より宮城まで全国27か所を巡回し「示論」「演説」を行った。^(注13)その際、学習指導の実際に話が及ぶこともしばしばで、作文教授について述べた回数は11回に及んでいる。この間の森の発言で顕著なのは、『教育新論』に代表される開発主義教育思想の影響である。たとえば、森は作文教授の手順を

先づ記事体を以てし、務めて実物につき之を叙記せしめ、而して高等の生徒に至ては叙記する所の事物に関し、感覚する所の事項又は之を改良するの意見等を付記せしむるを要すと述べているが、これは『教育新論』における、^(注14)

文学上言辭ノ使用ハ、直接ニ実物ヨリ得タル練習ニ依テ教授スルモノトス。其法先ヅ一個ノ事実ヲ完全ナル文章ニ記述シ、(中略)級位稍進ムニ至レバ、是等ノ作文上ノ練習ハ、格物上新シキ考究ノ結果、書籍ノ学習ヨリ得タル歴史上及哲学上ノ略説ヨリ、終ニ反省及思想ノ結果ヲ包括スル論文ニ及ブナリ。

という指示との類似がたやすく指摘できるだろう。したがって森は、^(注15)

作文ハ字句ヲ修ムルヲ要スト雖モ眼目トスル所ハ作文ニ資テ児童ノ氣質ヲ確實ニシ又実用ヲ為シ得ル様才能ノ発達ヲ助クルニアリ^(注16)

という発言から知られるように、「氣質の養成」と「実用の才」との養成を目的として作文科を独立させたと考えられるのだが、その発想の根拠は、『教育新論』中の「諸力及ビ諸能力ヲ十分ニ発達スルコト」と「常業常務ヲ尽スタメニ最有益ナル智識ヲ得セシムルコト」という二元的な教育目標観にあったといえるのではないかと思われる。すなわち、彼にとっての教育の理想は開発主義であり、その背景を理解して初めて作文科独立の経緯が理解できるのである。^(注17)

ここで直ちに起こる疑問は、なぜ森は、同じく『教育新論』をモデルとした14年教則の作文領域にはあったはずの庶物指教的側面を排除したままであったのかということである。このことについては、次の二つの発言が参考になろう。

(書籍返却の文) 教師生徒に書籍を示し問うて曰く、是は何物なるや書籍の名は如何、他人の書籍を借て読み了りたる時は如何するやと問ふが如きは、生徒の既に知り得たる事柄にして全く時間を空費するものなり。^(注18)

文題又は之に関係せる事物に就き觀念を得せしめんと欲するが為め徒に無用の演説をなし、以て貴重の時間を消費するが如き弊習あるものあり。

「空費」「消費」ということばの使い方から知られるように、森にとっては作文の時間に庶物指教を行うことや、本来の意味をすっかり失った問答に基づく授業が、彼にとっての最大の課題であった「教育の経済」という原則と全く相容れぬものと判断したものと考えられる。そこで、小学科課程表に引き続き19年教則においても、14年教則においては教授対象であった「近易ノ庶物」を作文の素材へと後退させ、作文を「諸心力を開発練習する」という開発主義の本義に近づけた

のであろう。

おわりに……開発主義作文の影響

開発主義作文は作文科の独立を促したのみならず、いくつかの点で明治後期以降まで影響を及ぼしている。そのうちよく知られているのは、若林虎三郎と白井毅との共著にかかる『改正教授術』が示した作文教授第二步中の方法……記述する事項及び、其順序等を問答し整理した後に綴らせる方法……が、名称はさまざまではあるが明治末期になってもなお「綴方教授中、最も広く行はれて居り、且、有力なものであります。」（藤井慮逸ら著『綴方教授法精義』明42年刊）とされ、さらには大正期の友納友次郎の綴り方教授方法にまで採用されていることである。

もう一つは「作文ノ方法ヲ授クル」という開発主義作文の目標が、明治後期における国語教育の一部を特徴づけた「文法主義」の根拠をなしているということである。これは、若林虎三郎が辻敬之と著した『小学作文稽古本』（明治14年刊）の編纂方針が、その後国定読本にいたるまで採用されていることによっても知られる。以上は教授実践にかかわる問題であるが、さらには、森の各地における談話（明治20年12月三重県下学事巡視中の演説における「各自ノ目撃セン事ヲ其儘記載センメ、漸ク進ンテ他人ヨリ聞取リタル事ヲ記述センメ」という発言等）が明治24年の小学校令教則大綱の文言として採用されるなど、教育制度にまで与えた影響も小さくはない。

しかしここでは明治十年代のこれら開発主義作文と、明治24年以降の教授実践の間に、文部省（小川銀太郎編輯局員）編纂の『尋常小学作文授業用書』（明21年3月刊）を置くと、両者の関係はより明白になるという見通しのみを述べてこの小論を閉じたいと思う。

〔注〕

- 1) 実際には、明治33年に公布された小学校令施行規則中の指示が昭和16年の国民学校施行規則公布までの約半世紀間、学校教育を支配したわけだが、作文に関していえば、24年教則と小学校令施行規則との間にきわだった差はない。
- 2) 明治12年6月17日の記録。『明治文化資料叢書』第8巻 p124による。
- 3) 高森邦明著『近代国語教育史』（昭54刊）p34等
- 4) 伊沢修二編『東京師範学校沿革一覽』（明13.3刊）p71～による。
- 5) 第二級以上の学年では「記事及書牘」が授けられることになっており、『文部省日誌』によって知られる各県から文部省に届けられた教則においても、小学校中級以上の作文では「書牘・記事」が必須のものとなっているが、田中はそのことには触れていない。
- 6) 問答科とこれらの諸教科との関係については、海後宗臣著「国語教育問題史」（昭12）の解説が、今日なおもっとも適切であると思われる。
- 7) 倉沢剛著『小学校の歴史Ⅱ』（昭40刊）p975～による。
- 8) 附属小教則全般の構成は、後に高嶺自身が翻訳したジョホノット著『教育新論』巻之四（明19年刊）第14章中記載の「一般ノ課程」からの直接的な影響が顕著である。その一例

をあげるならば、倉沢剛がこの附属小教則について「実物課を中心とした初等カリキュラムで、他の教科はほんの添え物にすぎない。」（前掲書 p968）と述べているような実物科中心の構成のしかたが『教育新論』からの影響をまず印象づける。すなわち『教育新論』が初等科・中等科における諸教科の中心に位置づけているのは、「格物学」（実物科に相当する）であり、語学（読書に相当する）は、数学や美妙学等とともに「副条ノ学科」としているのである（『近代国語教育論大系』I p399）。そして、このことに代表されるように、高嶺がジョホノットの教育課程を附属小学校の教育課程として翻案したものが附属小教則であったと考えられる。もちろん、附属小教則における作文と実物科との関係の根拠も、『教育新論』の課程中における口頭練習や作文科の教授内容にもとめることができる（附属小五級に相当する第二級の作文科の教授内容には、「動物及植物ノ教課ヲ以テ作文教課ノ基礎トス」という文言がある。前掲書 p424）。

- 9) 明 13 年 10 月 信濃教育会編『伊沢修二選集』 p376～による。
- 10) 附属小教則はこの14年2月の改定を経た16年8月の改正で14年教則と同じになった。
- 11) 倉沢剛は、爪生寅訳『庶物指教用具解説』を、明治18年という時期に文部省自らが刊行しているという事実から、附属小教則の影響によって実物課という名の庶物指教が十年後半までひろく各地方で行われ、文部省もそれをかくべつ抑えようとはしていなかった、と推測している（倉沢剛前掲書 p969）が、以上の流れから見たならば『庶物指教用具解説』は、博物科の教科書か、または開発主義作文教授における（高嶺らが文部省編輯局長に提出した意見書中の）「綱目書」としての役割を果たしたと考えたほうが妥当であろう。
- 12) この課程表の存在、及び、小学校条例取調委員のメンバーと彼らの活動についての知識はすべて倉沢剛の前掲書（p401～412）による。
- 13) 大久保利謙編 昭47年宣文堂書店刊
- 14) 「九州各県巡回の途次小学校における示論（学科の要領）」同上書 p512
- 15) 『教育新論』（前掲書）p404「作文ノ使用」
- 16) 「愛知県尋常師範学校において郡長及び県会常置委員に対する演説」前掲書 p598
- 17) 『教育新論』（前掲書）p398「基本トナシタル原則」
- 18) 「文部大臣巡視概況」（宮城県）前掲書 p534
- 19) 注14と同